

## これまでの検討における主な意見

---

令和6年12月24日  
消防庁予防課

# これまでの検討における主な意見

## 第1回検討部会（令和6年7月9日（火）開催）における意見

### 【環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討】

- 駐車場を対象を絞る、消火から抑制に考え方を改めるとするのは、フッ素系の泡消火剤メーカーが撤退したりPFAS環境規制が厳しくなったりしている状況を考慮すれば、やむを得ないため賛成である。
- 消火から抑制へコンセプトを変えていくことについて、法令上全て消火設備と規定されているので消火という定義がどういふものか混乱が生じないか。基準の名称についても見直しが必要になるのではないか。
- 電気自動車や水素自動車といった車の種別や、SUVやミニバンといった車の形状の違いによる影響を考慮する必要はないのか。
- 車両を用いた燃焼実験について、燃料タンクは空という条件設定であるが、より危険側で評価を行う必要があるのではないか。
- 既存の泡消火設備について、延焼抑制性能を要求する基準として位置づける場合、特定駐車場用泡消火設備の対応はどうするのか。
- まずは、既存の泡消火設備の泡消火剤の置換えについて議論し、今後の将来的な検討課題としてPFASフリーの消火設備全体のあり方について議論するというように、2段階に分けて検討を進めてはどうか。

### 【通報手段の多様化を踏まえた火災通報装置の設置基準のあり方に関する検討】

- 救急事案の増加に伴う119番指令業務の逼迫や火災通報装置からの通報は誤報がほとんどであるという実態があることから、火災通報装置そもそものあり方についても検討いただきたい。
- 携帯電話等の中には、通信可能なタブレット端末も含まれるのか。

## 第1回検討部会後の追加意見

### 【環境に配慮した消火設備の設置基準に関する検討】

- 電気自動車等の次世代自動車への対応は今後の中長期的な検討課題とし、まずは喫緊の課題である環境規制への対応に的を絞って、PFASフリーの泡消火設備のあり方について検討を進めるべきではないか。
- 令和5年に発生した厚木市駐車場火災のように、固定式の消火設備が設置されていない駐車場における大規模火災は、今回の検討と切り分けて考えた方が良くはないか。
- 既存の泡消火設備の泡消火薬剤の置換えについては、現行の泡消火設備と同等の性能であることが確認できれば良いので、2 m<sup>3</sup>オイルパンを用いた油火災に対する消火性能の確認を目下の試験基準としてはどうか。一方で、新規設置する泡消火設備については、延焼抑制性能を確認できるような試験基準を設けることとしてはどうか。
- 実際のシチュエーションに近づけるため、A火災の実験においても、燃料タンク内にガソリンを入れておくべきではないか。
- 一定の延焼抑制性能を有することも確認したいのなら、隣接車両を模した物体の表面温度や受熱量を測定してはどうか。